

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
 - （1）令和5年3月から令和5年6月まで
 - （2）令和3年3月

- 2 所属の種別
 - （1）高等学校
 - （2）高等学校

- 3 年齢
 - （1）64歳
 - （2）60歳

- 4 管理職、一般職の別
 - （1）一般職
 - （2）管理職

- 5 教育職員と教育職員以外の別
 - （1）教育職員以外
 - （2）教育職員以外

- 6 事件・事故の概要
 - （1）白石工業高等学校主査 佐々木 敬次 は、自身が担当していた学校徴収金の預金口座から無断で現金を引き出し、総額3,244,300円を私的に流用した。

 - （2）会計処理上の正式な手続を行わずに、複数枚の白紙の払戻請求書に銀行印を押印し、（1）の佐々木主査に渡し、私的流用に使用された。

7 処分内容

- (1) 懲戒処分として「免職」
- (2) 懲戒処分として「減給3月」

8 処分年月日

令和5年11月22日

(佐々木主査は、令和5年10月10日から現在まで欠勤しており、処分書の交付ができないことから、処分内容を本日付けの宮城県公報に掲載することにより処分書の交付に代える。そのため、効力発生日は令和5年12月7日(木)になる。)

9 管理監督責任

(1) の職員に関する管理監督が十分に行われなかったことについて、事故当時の管理職に対し次のとおり懲戒処分を行った。

- ① 高等学校 教育職員以外(管理職) 59歳 懲戒処分として「戒告」
- ② 高等学校 教育職員以外(管理職) 57歳 懲戒処分として「戒告」

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和4年5月から令和4年12月まで
- 2 所属の種別
支援学校
- 3 年齢
56歳
- 4 管理職、一般職の別
管理職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員以外
- 6 事件・事故の概要
年次有給休暇を取得した部下職員や、当該職員より先に帰宅しようとした部下職員に対して、不適切な発言とともに、威圧的な態度をとるなどのパワー・ハラスメント行為を行ったほか、日常的に物を粗雑に扱うなどの不適切な行為を行った。その結果、部下職員に精神的な負担を与えた。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給3月」
- 8 処分年月日
令和5年11月22日